

# 大型ディスプレイ情報発信業務委託事業募集要項

## 1. 趣旨・目的

県内主要駅や商業施設等に設置する大型ディスプレイにおいて、県内各地の旬の観光情報を発信し、誘客、周遊促進を図るための情報発信を行う。

別途構築する大型ディスプレイ情報発信ネットワークシステムの管理業務、県内の映像取材等の情報収集業務、及びコンテンツ制作業務を行う事業者を募集します。

## 2. 大型ディスプレイ等の概要

### (1) 機器概要

#### ①設置場所とディスプレイサイズ

- ・南都銀行本店ショーウィンドウ内 103型相当（60型縦置き3台設置）
- ・イオンモール大和郡山3階フードコート内 60型3台
- ・JR王寺駅前自由通路内 103型相当（60型縦置き3台設置）
- ・奈良県立医科大学附属病院内 103型相当（60型縦置き3台設置）

#### ②その他

- ・放映時間 設置場所毎に設置場所管理者と協議（設置場所の営業時間内を基本とします。）
- ・解像度 ハイビジョン画像

### (2) システム管理ソフトウェアの概要

- ・画面を複数表示枠に分割し、複数の情報コンテンツを同時に発信可能
- ・タイムスケジュール等の作成、編集が可能
- ・対応動画ファイル形式：MPEG、MPEG1、MPEG2、MPEG4、WMV、MOV
- ・対応静止画ファイル形式：Macromedia Flash、PowerPoint、HTML、JPEG、BMP、GIF、PNG
- ・対応音声ファイル形式：WAVE、MP3、AU、AIFF、WMA、MIDI、MOV  
音声を発信するかどうか、また音量はどの程度かは設置場所毎に設置場所管理者と協議
- ・テロップ表示が可能。テロップは多言語（英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語）対応。

## 3. 情報発信の基本方針

「1. 趣旨・目的」に記載する目的を果たすため、下記の内容を発信します。

- ・観光イベント情報
  - ・旬の見どころ情報
  - ・県政情報
  - ・緊急情報（気象情報、道路規制情報等）
- ほか

## 4. 委託の内容

- (1) 大型ディスプレイ情報発信ネットワークシステムの情報コンテンツ発信業務、システムの運用経費等の管理業務
- (2) 県内の旬の観光情報に関する取材及び編集業務（ハイビジョン撮影を含む。）
- (3) 大型ディスプレイ等で発信する情報コンテンツの制作業務

## 5. 予算額

23,051千円（消費税及び地方消費税込み）

※ただし、当該業務に係る予算が議決されなかった場合は、当該業務手続きについて停止等の措置を行う場合があります。

## 6. ふるさと雇用再生特別対策事業としての事業実施条件等

### (1) 人件費割合等

委託事業に係る経費のうち、新規雇用する予定の失業者に向けられる人件費（賃金、賞与、通勤手当等の諸手当、社会保険料に係る事業主負担分）は、2分の1以上であるものとする。

### (2) 新規雇用する労働者の募集

新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込み、文書による募集、直接募集等の方法によるものとし、いずれの場合においても、募集の公開を図るものとする。

### (3) 労働者の雇用期間

新規雇用する労働者の雇用期間は、原則1年（失業者の公募採用の手続きで時間を要する場合などやむを得ない場合は、6ヶ月以上1年未満）とする。

なお、労働時間の基準に関しては、健康保険の被保険者の要件となる所定労働時間で、同種の業務に従事する他の通常の正規労働者の日数の概ね4分の3以上であること等常用的雇用関係にあること。

### (4) その他

事業実施に当たっては、上記に定めるほか、国の「ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領」の定めるところにより行うものとし、必要に応じて奈良県観光振興課と協議して、その指示を受けること。

## 7. 応募手続き

### (1) 応募資格

以下の内容を応募時点ですべて満たしていることを要件とします。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する法人等でないこと
- ②国税及び地方税を滞納していない法人等であること
- ③奈良県から指名停止を受けている法人等でないこと
- ④民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている法人等でないこと
- ⑤銀行の取引停止、又は差押えを受けていない法人等であること
- ⑥役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと
- ⑦「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと
- ⑧暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと
- ⑨上記⑦及び⑧並びにそれらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等でないこと
- ⑩役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと
- ⑪役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等でないこと
- ⑫物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示425号）による競争入札参加有資格者で、営業種目：Q 3映画制作業務で登録をしている者であること

## (2) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ①「(1) 応募資格」に定めた資格が備わっていないとき
- ②複数の提案書等を提出したとき
- ③提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- ④提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ⑥そのほか不正な行為があったとき

## (3) 提出書類

応募を希望する者は、以下の内容等を記載した提案書等を提出してください。

- ①大型ディスプレイ情報発信業務受託申込書 (様式1)
- ②事業者概要書 (様式2)
- ③類似業務受注実績 (様式3)
- ④業務実施体制について (任意様式)
- ⑤企画提案書 (任意様式)  
「4. 委託の内容」をどのように実施するかをわかりやすく記載すること。
- ⑥見積書 (任意様式)  
一式計上ではなく、単価の積算内訳が確認できるものとする。
- ⑦実施スケジュール (任意様式)

## (4) 応募の手続き等

### ①募集要項等の配布

- 配布書類 本募集要項及び仕様書
- 配布期間 平成23年2月23日(水)から同年3月15日(火)までの間  
(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除きます。)
- 配布時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除きます。)
- 配布場所 奈良県地域振興部文化観光局観光振興課またはインターネットのホームページ ([http://www.pref.nara.jp/dd\\_aspx\\_menuid-23166.htm](http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-23166.htm)) にて配布する。

### ②募集要項等に関する質問の受付

- 受付期間 平成23年2月23日(水)から同年3月4日(金)午後5時まで
- 受付方法 「大型ディスプレイ情報発信業務委託事業募集要項等に係る質問票」(様式4)に必要事項を記載のうえ、⑥に記載する連絡先へファクシミリ又は電子メールアドレスに送付してください。なお、電話・来訪など口頭による質問は受け付けません。電子メールでの質問は、題名の最初に【大型ディスプレイ情報発信業務委託事業募集要項への質問】と明記してください。
- 回答方法 質問に対する回答は、③の参加表明書を提出した者に、質問の要旨と併せて随時公表します。なお、質問者名は公表しません。また、質問者への個別の回答は行いません。

※募集要項等の内容に関する質問及びその回答は、その後における提案内容の審査事項に反映されるものとなることから、来訪による口頭又は電話による質問に対する回答は行いませんので、ご了承ください。

### ③参加表明書の提出

本件業務に係る提案書等の提出を希望する場合は、平成23年3月15日（火）午後5時までに⑥に記載する連絡先へ電子メール又はファクシミリで「大型ディスプレイ情報発信業務受託者公募に係る参加表明書」（様式5）を提出してください。

### ④提案書等の提出

- 提出書類 「(3) 提出書類」に記載した書類
- 提出部数 上記提出書類を8部（正1部・副7部）
- 提出方法 郵送又は持参
- 受付期間 平成23年2月23日（水）から同年3月18日（金）まで。なお、持参する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除きます。）
- 提出先 ⑥に記載する連絡先に提出してください。なお、郵送による提出の場合は、簡易書留等の確実な方法によるものとし、上記の期間内に到着したものに限り受け付けます。
- その他 提案は1事業者につき、1提案とします。基本的に、再提出は認められません。  
また、参加表明を示された応募者が提案書類の提出を辞退する場合は、提案辞退届（任意様式）を持参又は郵送にて、平成23年3月18日（金）までに⑥に記載する連絡先に提出してください。

### ⑤応募スケジュール

2月23日（水）	要項配布及び質問受付開始
3月4日（金）	質問受付終了
3月15日（火）	要項配布及び参加表明書受付終了
3月18日（金）	提案書等受付終了
3月22日（火）	選定審査委員会開催（プレゼンテーション実施、選定）《県庁会議室》

### ⑥連絡先

各種書類等の提出及びその他連絡等は、特に記載のある場合を除き、以下でのみ受け付けます。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県地域振興部文化観光局観光振興課 観光情報発信グループ  
TEL：0742-27-8482  
FAX：0742-27-7744  
Eメール：kanko@office.pref.nara.lg.jp

## 8. 審査、事業者の決定

### (1) 提案書等の審査

- ①審査は「大型ディスプレイ情報発信業務受託者選定審査委員会」において行い、最も優れた事業者を選定します。なお、審査は非公開で行います。
- ②提出のあった提案書等については、プレゼンテーション審査を行います。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類選考を行う場合があります。
- ③審査結果は、審査終了後速やかに、応募者全員（書類選考を行った場合のプレゼンテーション審査結果については、書類選考通過者全員）に対して文書で通知します。
- ④プレゼンテーション審査は、平成23年3月22日（火）に行う予定ですが、時間等詳細は、後日応募者に対して連絡します。
- ⑤プレゼンテーションについては、応募者からの説明時間を20分以内とし、質疑応答を含めた1事業者あたりの時間は30分以内とします。プレゼンテーションは、今回提出していただ

く書類により行うことを基本としますが、詳細については、後日連絡します。

## (2) 提案書等の評価

提案書等の評価は、次の評価項目について採点を行うものとし、採点結果を合計した点数を提案者の得点とします。

- ①大型ディスプレイ情報発信ネットワークシステムの管理を確実に履行できるものであること
  - ・システムの操作方法に従い、情報コンテンツの発信を確実に行うこと
  - ・発信する情報コンテンツのタイムスケジュール編集などを行い、各発信場所毎の適切な発信スケジュール、内容とすること
- ②ハイビジョン動画を撮影、編集等をできるものであること
  - ・県内の旬の見どころ（花の開花映像、イベント模様）のハイビジョン撮影を行い、情報コンテンツ制作用に編集できること
- ③情報コンテンツの制作をできるものであること
  - ・県が指示する内容や独自提案の情報コンテンツを作成できること
  - ・②で編集した動画を用いた魅力ある映像を作成できること
  - ・その他県内の写真、動画などの素材を用いた魅力ある情報コンテンツの作成ができること
  - ・緊急情報等をテロップ等で表示することができること
- ④事業の実施要件（失業者の新規雇用）が満たされていること

## (3) 契約

(2)により最も優れた提案であると認めた者に選定された提案者が受託者の候補者となり、契約締結の協議を行うこととなりますが、協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合又は最優秀者が取消しとなった場合には、その者との契約を行わず、次点の者と協議を行う場合があります。

また、当該業務に係る予算が議決されなかった場合は、契約手続きについて停止等の措置を行う場合があります。

## (4) その他

採択された事業計画は、県との協議等により、修正・変更を行う場合があります。

## 9. その他

- (1) 提案書等の作成及び提出に要する経費は、全て応募者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行います。
- (3) 提出された提案書等は返却しません。
- (4) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、及び県民等からの情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合があることを了知してください。
- (5) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けません。
- (6) 募集及び契約については、県の都合により中止することがあります。